

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第17号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 西大阪高速鉄道株式会社、大阪港埠頭株式会社

所 管 所 属：大阪港湾局

通 知 日：令和 8 年 7 月 2 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	貯蔵品の管理について改善を求めたもの 本法人が公益社団法人大阪港振興協会に預けている貯蔵品（記念楯）について、管理責任の範囲や善管注意義務、故障・汚損時の対応、セキュリティ確保などについて規定した書面が取り交わされておらず、不測の事態が生じたときの責任の所在について確認できなかった。 【指摘事項】 本法人は、貯蔵品の預託の在り方について、管理条件を両方で十分に協議の上、書面にて明確化し共有すること、又は貯蔵品を本法人施設にて一元管理することのいずれかにより、運用を見直されたい。	貯蔵品の預託を見直し、当社施設において一元管理することとした。これに伴い、令和 8 年 2 月 25 日付で公益社団法人大阪港振興協会に預託していた貯蔵品（記念楯）を当社施設へ引き取った。今後、新たに貯蔵品を取得した場合は、原則として当社施設において一元管理する。なお、預託しなければならない必要性が生じた時には、使用頻度等を含めて、その必要性を十分に精査し、預託するに際しては明確なルールを定めた文書を取り交わす。	措置済	令和 8 年 2 月 25 日